

- ◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われることとされたので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取ることのないようお願いいたします。

所属クラブを代表して質問させていただきます。
(拍手)

さて、安倍首相は、先日の本会議において、我が党菊田議員の質問に対し、民主党政権は、政権を担っていた三年間、教育改革に何をやつたのでしょうかと発言しました。何ら具体的な論拠を示さず、いきなり公党を非難する。議院内閣制のもと、国会の監視を受ける行政府のトップとして、あるまじき発言です。

しかし、安倍首相がこうした発言をし、撤回も謝罪もされない以上、内閣を監視する立場に有何をやつたのでしょうか。社会保障改革に何をやつたのでしようか。そして、私も、あえて言わせていただきます。

安倍政権は、これまでの一年四ヶ月、震災復興に何をやつたのでしょうか。社会保障改革に何をやつたのでしようか。そして、独法改革に何をやつたのでしようか。

ただし、首相とは異なり、私は、具体的な論拠を示したいと思います。法案の質疑と絡めて申し上げますので、静聴にお聞き取りください。

第一に、震災復興です。

安倍首相は、ダボス会議の演説で、既得権益の岩盤を打ち破るドリルの刃になると述べました。

しかし、被災地では、高台移転や土地のかさ上げを進めるための工事がおくれ、ドリルの音はなかなか聞こえません。独立行政法人である都市再生機構、略称 U.R. は、復興事業のために人員を増強していますが、宝の持ち腐れです。

ただいま議題となりました内閣提出の独立行政法人制度改革関連法案並びに民主党・無所属クラブ及びみんなの党提出法案について、民主党・無

用地が多数存在します。従来の土地収用手続では、被災自治体による権利調査や事前交渉、収用委員会による審理や裁決を経なくてはならず、着工までに長い時間がかかるのです。

被災自治体や弁護士会、それに私を含め野党議員からは、昨年来、何度も何度も、用地取得を迅速化する特別法の制定を求めてきました。しかし、政府のスタンスは、運用改善で対応できるというものでした。

与野党協議の末、ようやく、緊急使用という収用手続中の制度を手直しする法律が成立する運びとなつたものの、法改正に取り組んでこなかつた安倍政権に対しては、これまで何をやつてきたのかという思いを禁じ得ません。

さらなる用地取得のおくれを避けるため、太田国交大臣にお尋ねします。

今回成立する法案に関し、衆議院の復興特別委員会で決議がなされました。その中では、土地収用法による事業認定や収用裁決の申請に際し、事前の任意交渉を必須とする運用は行わないよう、政府に配慮を求めています。この点につき、どのように対応されるのか、お答えください。

また、法律が施行されたとしても、緊急使用の期間である一年以内に収用の裁決まで至らなければ、工事中止となるリスクがあります。さらに、申請時には土地調査の添付義務が免除されました

が、収用裁決までの間には依然として提出義務が課せられています。土地調査を作成するには、権利関係の調査など、被災自治体の事務負担は大き

〔階猛君登壇〕

○階猛君 民主党の階猛です。

ただいま議題となりました内閣提出の独立行政法人制度改革関連法案並びに民主党・無所属クラブ及びみんなの党提出法案について、民主党・無

いのです。

これらのリスクや事務負担を軽減し、さらに土地取得を加速化するための法案を、民主党は、議員立法で提出しています。政府としては、こうした残された課題につき、どのように対応するのか、お答えください。

専門能力を備えたマンパワーが十分でない被災市町村にとって、URの力は不可欠です。しかしながら、まちづくりの事業発注をURに包括委託する市町村は、他の業務に忙殺され、URの業務をチェックする余力に乏しいと思います。また、URは、被災市町村と比較すれば当事者性に欠け、時間やコストの管理が甘くなるリスクもあります。

URは、復興事業を行なうため、政府としてURの管理監督をどのように行なうのか、お答えください。

復興関連の事業を行なうため、URはさまざまな事業を行なっています。

民主党政権時代には、住宅賃貸事業のうち民間企業でも可能なものは、別会社として収益を向上させ、その収益で、UR本体が抱える巨額の借金を返済する方針を示しました。

しかし、安倍政権では、このような分社化は取りやめ、収益性の高い物件は、サブリースにより収益向上を図ることとされています。

あえて方針を見直すのであれば、分社方式よりサブリース方式の方が収益性にまさることを示す責任があります。具体的に、どの程度収益性が高まるのか、数値を挙げてお答えください。

第二に、社会保障改革です。

消費税引き上げは、社会保障の維持充実のためだつたはずです。

しかし、安倍政権のもとでは、二年連続の補正予算で公共事業の充実は図られましたが、医療では、診療報酬が、消費増税を考慮すると、マイナス一・二六%の改定、介護では、消費増税に伴う人件費の手当は全くなされません。充実にはほど遠い状況です。

公的年金についても、約百三十兆円の年金積立金を託す年金積立金管理運用独立行政法人、略称GPIFの資金運用改革が急務です。

第一次安倍政権は、民主党が年金保険料の納付記録が消えてしまふ年金問題を追及したことで、退陣に追い込まれました。しかし、年金記録は、誰のものかわかれ、年金を支払うことができません。すんな年金運用で原資が枯渇してしまえば、さらに深刻な、消えた年金問題になりかねません。だからこそ、運用改革が急がれるのです。

民主党政権では、GPIFの運用目標や運用手法等の改革を目指し、私を含め、関係政務三役も参加して精力的に議論を重ね、平成二十二年十二月に報告書をまとめました。安倍政権になつても、内閣官房に置かれた有識者会議や、厚労省に置かれた専門委員会において、公的年金の運用につき議論が行われたようです。

しかし、ことし三月に同委員会がまとめた報告書では、運用手法について、「基本的には、運用の専門家であるGPIFに委ねるのが適当」と結論づけています。一体、今まで何をしてきたので

しょうか。

GPIFを所管する田村厚労大臣、今後のGPIFの運用手法は結局どうなるのか、御説明ください。

また、当該報告書では、目標とする運用利回りは、従前どおり、名目賃金上昇率プラスアルファとしつつ、運用目標としては、アルファのみを数値で設定し、その値を一・七%としています。

そうだとすると、仮に名目賃金上昇率がマイナス一・七%であれば、運用利回り〇%でも目標に達するため、GPIFは、何も考えず定期預金にしておけばよいことになります。マクロ経済運営が失敗した方がGPIFの運用目標達成にとつて有利となるのは、違和感があります。

こうした運用目標を設定する理由を、田村厚労大臣から、わかりやすく御説明ください。

一方で、麻生財務大臣は、十六日の衆議院財務金融委員会において、GPIFについて、六月以降に動きが出てくるとし、そうした動きがはつきりすれば、外国人投資家が動く可能性が高くなると答弁しました。

GPIFが、株式相場を底上げするために、年金資金で株式を購入することは、さきに述べた第二の消えた年金問題を招きかねず、違法ではないでしょうか。また、GPIFの運用につき所管外の財務大臣が言及することは、問題ないのでしょうか。田村厚労大臣の見解をお答えください。

第三に、独立行政法人改革です。

独法改革については、民主党政権時代の平成二十二年四月と十一月に事業仕分けを行い、それを

踏まえ、独法通則法の改正と全ての独法の改革方針を平成二十四年一月に閣議決定し、関係法案を提出しました。

今回の内閣提出法案は、業務の特性に応じて法人を分類するなど、民主党政権の案を踏襲しています。法案提出まで時間がかった割には、進化の跡が見られません。安倍政権は、これまで何をしてきたのでしょうか。

むしろ民主党案より退化している部分もありますので、稻田行革担当大臣に二点お尋ねいたしました。

まずは、独法役員の公募についてです。

民主党案では、主務大臣が独法の長を任命する際、原則として候補者の公募を義務づけています。一方、閣法では、公募以外の手段を広く認め、義務規定を努力規定にした点で、民主党案に比べて二歩後退しています。

なぜ、独法の長への公務員OBの天下りや指定ポストの復活への道を開きかねない選択を行つたのか、民主党案を大きく後退させた真意をお答えください。

次に、独法役員の定年と報酬の上限についてです。民主党案では、定年について、「内閣総理大臣が定める基準に基づき、」「役員の定年について規程を定め」となっていますが、閣法には、こうした規制がありません。

また、役員報酬について、民主党案では、「民間企業の役員の報酬その他の事情を勘案して内閣総理大臣が定める額を超えてはならない」としま

したが、閣法には、そのような規制もありません。ちなみに、自民党政権は、平成十四年に独法役員の定年を閣議決定で定めています。

閣法がこれらの規定を削除した理由をお答えください。

最後に、民主党案の提案者への質問です。平成二十一年に政権交代が実現できた背景には、独法改革を初め、民主党の行政改革に対する期待もあったと思います。

そこで、伺います。

民主党として、政権担当時代の行政改革についてどのような評価をしているのか、何ができ、何ができない、できなかつた理由は何なのか。そしてまた、今後、民主党としてどのように行政改革に取り組もうとしているのか。以上につき、国民にわかりやすく、丁寧に御説明ください。

独法改革とは、言うまでもなく、独立行政法人の改革です。しかしながら、安倍首相は、違う意味での独法改革、すなわち、独裁的法解釈の改革に御執心のよう見えます。

民主党は、国民の納得と満足を得られる行政サービスの実現を目指し、本来の意味の独法改革に取り組んできました。十分な審議の上、民主党案に対する御理解をいただけますよう、私からも心よりお願いを申し上げ、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣稻田朋美君登壇〕

○国務大臣（稻田朋美君） 階議員からお尋ねがありました。

まず、法人の長の任命に関するお尋ねがありま

した。

法人の長には、主務大臣から与えられた目標を最も効果的、効率的に遂行し得る最適な人材を登用することが必要です。これにはさまざまな方法が考えられ、最適な人材の獲得のためにいずれの方法をとるかは、任命権者の責任で選択されるべきであると考えます。

御指摘の公募は、一般に、手続の透明性等の長所がある一方、現行の運用実態を見ると、一割超が公募応募者に適任者不在のため再公募等となるなど、課題も見受けられるところです。

これらに鑑み、本法案では、主務大臣が法人の長及び監事を任命する際には、公募その他の適任者の任命に必要な措置を講ずるよう努めなければならぬとしております。

なお、公務員OBを対象とした現行の閣議決定に基づく公募は引き続き行うこととしており、国民の疑惑を招く天下りは根絶してまいります。

独法役員の定年及び報酬上限に関するお尋ねがありました。

独法の役員の人事管理においては、国家公務員よりも弾力的な運用を通じて、適材適所の人材登用を確保していくことが重要と考えます。

法人の役員の定年や報酬の水準についても、主務大臣や法人の長が、個々の法人の特性等を踏まえ、国民への説明責任を果たしつつ、責任を持つて判断すべき事項と考えます。

このため、今回の法改正では、定年や役員報酬について法律で制約を課すことはせず、定年に関しては、閣議決定に基づき、六十五歳を原則とし

つつ、弾力的に、例外も認める運用を行うことといたします。

役員報酬に関しては、昨年末の独法改革の基本方針に基づき、各法人及び主務大臣において、報酬水準の妥当性について、理由の公表等により、報國民に説明責任を果たしていくこととしております。（拍手）

〔國務大臣太田昭宏君登壇〕

○國務大臣（太田昭宏君） 階猛議員の御質問にお答えいたします。

まず、衆議院復興特別委員会の決議への対応についてお尋ねがございました。

用地取得に関しては、これまで、不明裁決の活用など収用裁決の迅速化につきまして、被災三県の収用委員会等に働きかけてきたところであります。

復興特区法改正案が成立した際には、御指摘の特別委員会の決議を踏まえ、収用裁決申請において任意交渉を必ずしも必須の前提とはしないことを周知するなど、用地取得加速化のための柔軟な運用について、さらに関係機関に徹底してまいります。

次に、緊急使用における工事中止のリスクや、権利調査の事務負担の軽減についてお尋ねがございました。

改正案では、緊急使用の期間を六ヶ月から一年に延長することとされており、使用期間が延長されれば、より積極的な制度の活用が図られると考えております。

また、土地調査の作成につきましては、被災自治体の事務負担を軽減するため、権利者調査の合理的な方法や収用委員会の対応について、参考として示すこととしております。

次に、URの震災復興支援に対する国の管理監督についてお尋ねがございました。

URは、東日本大震災の被災地域の早期復興に向け、二十の被災自治体からの要請を受けて、復興まちづくりを支援しております。

国交省としては、四半期に一回程度、本省から現地に出向き、個別の事業地区ごとに、県、市町村、URに対し、技術的助言等を行うとともに、事業の進捗管理を行っているところです。

今後とも、URが受託した復興まちづくりが円滑かつ適切に進むよう、国土交通省としても努力してまいります。

次に、URが行うこととされているサブリースについてお尋ねがございました。

御指摘の分社化案では、資産の移転に伴い評価損が発生することが懸念されたところです。

一方、サブリースによれば、URが資産を保有したまま民間のノウハウを活用することが可能であります。

そのため、今般のUR改革では、東京都心部の高額賃貸住宅について、サブリースを導入することとしたところであります。

その経営改善効果としては、URの試算によれば、今後二十年間で約二百億円程度収益が高まる見込まれているところであります。

以上です。（拍手）

〔國務大臣田村憲久君登壇〕

○國務大臣（田村憲久君） 階猛議員から、三問ほど質問を頂戴いたしました。

GPIFの運用方法についてのお尋ねがございましたが、年金積立金は、年金給付のために強制的に徴収された保険料を原資としており、専ら被保険者の利益のために安全かつ効率的に運用されるものとされ、運用に特化した法人である年金積立金管理運用独立行政法人、略称 GPIF に寄託して行っています。

有識者会議等では、デフレ脱却を図り、適度なインフレ環境に移行しつつある我が国経済環境での運用が提示されており、年金積立金の運用においても、この認識を踏まえることが重要だと考えております。

続きまして、GPIFの運用目標の設定についてのお尋ねがありました。

年金積立金の運用は、年金財政の安定化という目的に適合するように行われます。年金給付額は賃金上昇率に連動していることから、運用目標は、従前どおり、名目賃金上昇率プラスアルファで設定いたしております。

次に、GPIFによる株式購入と財務大臣の発言についてのお尋ねがございました。

年金積立金は、株式を含めた分散投資が行われ、その管理運用は、厚生年金保険法等に基づき、専

ら被保険者の利益のために行うものとされており、被保険者の利益以外の他事考慮をすることは法律で禁止されております。

また、年金積立金管理運用独立行政法人法において、年金積立金の管理運用は、市場その他の民間活動に与える影響に留意することとされており、株式運用についてもこれを踏まえる必要があります。

なお、財務大臣の発言も、年金積立金への他事考慮などを意図されたものでないと理解をいたしております。

〔後藤祐一君登壇〕

○後藤祐一君 民主党の後藤祐一でございます。

同僚の階猛議員より、民主党政権における行政改革の評価と、野党になつてからの取り組みについての御質問をいただきました。

まず、財政の面では、事業仕分け等により、既存予算の見直しが約一・三兆円、埋蔵金を中心にして、ストックベースで二・四兆円程度の財源を確保しましたが、目標の九兆円には達しませんでした。原因是、目標を高く掲げ過ぎたことにより、そのこと自体は反省しなければなりませんが、公共事業費を三年間で三二%引き下げるなど、従来できなかつた大胆な歳出カットが実現したのは、事実であります。

事業仕分けについても、仕分け結果を予算に反映できなかつたところも確かにありました。政府部内での予算査定プロセスを透明化し、既存予算を外部有識者が厳しく評価したこと、全ての予

算を行政事業レビューの対象とし、統一フォーマットのシートでチェックできるようにしたことなどは、日本の財政政策の歴史上、大きな進歩だと確信をしております。

行政事業レビューを現政権が引き継いでいたことは評価したいと存じますが、評価対象事業を五千から千に絞り込んだり、廃止判定がなくなつてしまつたりといったことを危惧しております。

国家公務員の総人件費削減については、平成二十一年度の二割、一・一兆円の削減の目標に対し、七・八%の給与引き下げや退職手当の四百三万円引き下げなどにより、おおむね一一%程度まで一旦達成いたしましたが、ことし四月に、給与引き下げは終了しております。

定員純減については、平成二十一年度に対し、平成二十三年度はマイナス三七%、二十四年度はマイナス二六%、二十五年度はマイナス五六%という、新規採用の抑制を断行しております。しかしながら、現政権になつて以降は、新規採用が大幅増加に転じており、長期的な総人件費の増大を大変懸念しております。

そのほか、国有資産を平成二十八年度までに約五千億円売却する工程表を決定し、国家公務員宿舎の削減などで一定の成果を上げてきており、この方向性は現政権でも引き継ぐと伺つておりますけれども、その着実な実行を、しっかりとチェックし続けてまいります。

次に、国民の信頼回復の観点からの行政改革についてお答えいたします。

天下り禁止については、麻生政権の平成二十年十二月から二十一年九月の政権交代までの九ヶ月で、三百九十人あつせんしておりましたが、これを、政権交代直後に、総理大臣の指示で、完全に禁止し、ゼロとしました。

また、独立行政法人の役員に公募制を導入し、公務員OBの割合は、政権交代前の二九・五%から、平成二十四年十月には五・二%まで低下しました。

ただ、いま一つこの成果が国民に理解されなかつたのは、旧財務省OBの日本郵政社長への就任の問題、こういったことがあつたものと思われます。

今回の独法通則法改正案において、我々の議員立法案では、役員は原則公募制となつております。この点については、今後の法案審議の場でしつかりと議論してまいりたいと思います。

公益法人改革については、六百五十四事業を廃止、終了し、公益法人の保有するいわゆる埋蔵金も約五百九十億円を国庫納付させるなど、一部成果も出しておりますが、いまだ十分とは言えません。

収入の大半を政府からの補助金等に依存する法人、あるいは、役員に公務員OBが多数在籍しているなど、政府と関係の濃い法人に対しては、役員を原則公募としたり、補助金の使途等の情報公開を徹底するなどが必要だと考えますが、残念ながら、与党においてこれらを検討しているとの話はほとんど聞かれません。

調達改革については、共同調達が、今や九割以上で実施され、随意契約は、二割まで低下しております。このように、我々の政権で改善してきております。PFI 法の改正、旅費制度の効率化、こういった取り組みも進んできております。

現政権では当面これらの取り組みを継続するというふうに伺っておりますけれども、先日の、北陸新幹線をめぐる鉄道・運輸機構による官製談合、こういった問題も起きております。引き続き、野党として、徹底した点検を求めてまいりたいと思います。

これまで行政改革の各論の成果と課題を述べてまいりました。

できていらない理由のかなりの部分は、ねじれ国会であつたこと、また、大震災への対応を優先したこと、こういったことが大きかったのはもちろんであります。が、言つたことはやる、つまり、政権をとつた場合に役所を説得する自信のある内容を野党としても唱えていく、この姿勢が国民の信頼につながるものだと考えております。

具体的に、我々は、行政改革の各論点ごとの方向性とこれを推進する仕組みを定める行政改革実行法案を国会に提出しております。また、情報公開法、公文書管理法の改正案など、オープンガバメントの実現に向けた法案も提出しているところでございます。ぜひ、与野党の御理解を賜つて、成立を図つてまいりたいと考えます。

今回提出の独立行政法人通則法案について、我々の議員立法法案と政府案の主な違いである法人役員の定年制、報酬の上限制などは、実は、民主

党政権時代に、政府から提出された原案に対しても、政府の外にいた、我々、当時の一回生が中心となって、与党審査段階で我々が異議を唱え、修正が盛り込まれたという経緯があります。今回の政府案は、そのころの政府原案に戻つてしまつたかのようなものであります。

政治家は、官僚と必ずしも対立する必要はありませんが、政治が目を離したすきに、役所は、巧妙に骨を抜いてまいります。

与党の皆様、特に政府に入つておられない若い議員の皆様が中心となつて、政府側をもつと突き上げていただきたいと思います。

野党の皆様におかれましては、決算行政監視委員会における国会版事業仕分けの早期再開、あるいは行政改革に関する法案の共同提案、こういったことを念頭に、実務者協議、合同勉強会、こういったことを始めているところでございます。

野党にとって永遠の最優先課題である行政改革を力を合わせて着実に進めることにより、質の高い行政サービスを国民に提供するとともに、少子化、高齢化に耐えられる、コンパクトでオープンな政府を実現していくことをお誓い申し上げ、答弁いたします。

ありがとうございました。（拍手）